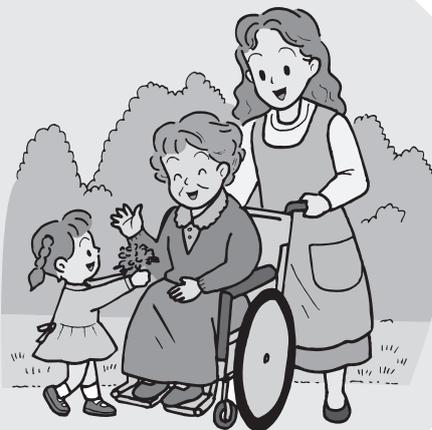


第3節

健康としあわせを誇れる 福祉の村づくり



第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

第1項

地域で支え合い健やかに生きる

健康づくり事業 264万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項1目

原村地域包括医療推進協議会を中心に、原村健康増進計画(健康はらむら21)に沿って、住民の健康管理体制及び医療体制を整備確立し、住民の総合的な健康づくりを積極的に進めています。

◇原村地域包括医療推進協議会……………23万円

原村地域包括医療推進協議会は、住民医療推進委員会、保健管理委員会、健康づくり委員会の専門委員会で構成されています。

◇原村保健衛生自治推進協議会補助金 ……180万円

環境衛生部会、食生活改善部会、保健補導員部会、母子愛育部会等の事業推進のため村より保健衛生自治推進協議会に補助金を交付しています。

◇健康教室・教育……………42万円

○特定健診(ヘルススクリーニング、医療機関健診)の結果から生活習慣改善の必要度に応じて本人に適した保健指導をおこないます。

○老人クラブ会員のみなさんを対象に、高血圧症に関することや介護予防、認知症予防について講話やレクレーションなどをおこないます。

○ヘルススクリーニングにあわせて、成人を対象に歯科衛生士による口腔内保健指導、ブラッシング等の指導をおこないます。

○食生活改善部会、保健補導員部会、母子愛育部会の会員による研修会、会議等を行い、各地区において料理講習会、ウォーキング等の健康に関する事業をおこないます。

○健康相談を毎月第4月曜日におこない、身体やこころの健康に心配のある方を対象に保健師、栄養士が相談に応じています。

保健センター管理費 98万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項1目

保健センターは乳児健診等各種健診会場として使用しています。

主な経費

光熱水費・プロパンガス代等……………49万円

カーペットクリーニング等……………16万円

修繕費……………30万円

その他管理費 ……………3万円

病院事業 5,412万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項1目

諏訪中央病院関係の医業収益外の事業(建設費等)について、茅野市85%、原村11%、諏訪市4%、それぞれ負担しています。

諏訪中央病院組合

病院事業 ……………4,231万円

介護老人保健施設 ……………349万円

看護専門学校 ……………832万円

精神保健事業 77万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項2目

◇精神保健相談会……………14万円

悩みを抱えてお困りの方や家族の方を対象に精神保健福祉士による精神保健相談会を開催します。日程は有線でお知らせします。

その他、保健師による相談、訪問を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

◇諏訪地域精神障害者社会復帰施設運営事業

……………63万円

精神障害者社会復帰施設のみまわり作業所(茅野市)、ひだまりの家(岡谷市)の運営費を諏訪地域6市町村で負担しています。

健康はらむら21

「健康はらむら21」とは、幸せで活力に満ちた健やかな生活が実現できるように策定された健康増進計画です。七つの分野を取り上げ、大目標を掲げています。

☆七つの分野と目標☆

○栄養・食生活

バランスのよい食事と規則正しい食事時間を持てるようにしましょう。

○運動・休養

健康のための運動を理解して、実行しましょう。

○こころの健康

こころにゆとりを持ち、原村住民のひとりとして生涯現役を目指しましょう。笑いのある家庭をつくりましょう。こころの病気を減らしましょう。

○歯の健康

自分の歯に関心を持ち、生涯おいしく食べましょう。

○アルコール

自分の体を大切に、節度ある飲酒を心がけましょう。

○たばこ

たばこはやめましょう。吸わない・吸わせない。

○生活習慣病

健診で自分の身体の状況を知り、病気を予防しましょう。地域ぐるみで健康について考えましょう。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

健診事業

1,006万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項2目

◇各種健診事業……………826万円

特定健診や住民健診、がん検診、胸部レントゲン撮影などをおこない、検査結果をもとに生活改善の指導をしていきます。健診の申込等については、区長、常会長、衛生係、保健補導員等を通じて行います。詳しい内容は、年間の健康づくりに関する日程を掲載した「原村総合カレンダー」をご覧ください。

◇人間ドック補助事業……………172万円

ヘルスクリーニング・医療機関健診を受診していない20歳以上の方で人間ドックを受診した方に、人間ドック検診費用の一部を補助します。

◇特定健診料補助……………8万円

会社等に勤めている方の家族（被扶養者）の特定健診の自己負担金を補助します。

～毎年、健診を受けましょう！～

「特定健診」通称「メタボ健診」は、心臓病や脳卒中などの生活習慣病の前ぶれである「メタボリックシンドローム」に着目した健診です。病気の“芽”を早い段階で発見して、生活改善につなぐための大切な健診です。

○40歳から74歳までの原村国民健康保険加入者、39歳以下の方、75歳以上の方は村が実施するヘルスクリーニング、医療機関健診をお受けください。

○40歳から74歳までの医療保険被保険者及び被扶養者の方は、お勤め先にお問い合わせください。

※がん検診は、加入している医療保険に関係なく受けられます。

※健診（検診）はすべて無料です。

平成23年度の健診について

健診・検診	検査内容	場 所	対象年齢
ヘルスクリーニング (集団基本健診)	基本健診 (血液・尿・血圧・心電図・ 眼底・問診・医師診察・歯 科相談)	地域福祉 センター	40歳～74歳までの原村国民健康保険加入 者の方。16歳以上39歳以下の方、75歳以 上の方。(ただし、医療機関健診・人間ドック 補助を受けない方)
医療機関健診 (個別基本健診)	基本健診 (血液・尿・血圧・心電図・ 問診・医師診察)	村内指定 医療機関	40歳～74歳までの原村国民健康保険加入 者の方。16歳以上39歳以下の方、75歳以 上の方。(ただし、ヘルスクリーニング・ 人間ドック補助を受けない方)
胃検診	バリウムX線撮影	保健センター	おおむね30歳以上の方
大腸検診	便潜血検査		おおむね30歳以上の方
前立腺がん検診	血液検査		55歳～74歳の男性
子宮がん集団検診	子宮頸部(必要に応じ子 宮体部)検査	保健センター	医療機関検診を受けない20歳以上の女性
子宮がん医療機関検診	子宮頸部(必要に応じ子 宮体部)検査	指定婦人科 医院	集団検診を受けない20歳以上の女性
乳がん集団検診	視触診検査	保健センター	昭和10年以前に生まれた女性及び 昭和45～56年に生まれた女性
乳がん検診 (マンモグラフィ)	X線撮影	保健センター	昭和12年～44年生まれの偶数年に 生まれた女性
骨密度測定	X線撮影		35歳以上の女性(骨粗鬆症と診断された 方又は治療中の方を除く)

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

健診・検診	検査内容	場 所	対象年齢
C型肝炎抗体検査	血液検査		今までに検査を受けていない方
胸部レントゲン撮影	X線撮影	各 地 区 公民館等	65歳以上で医療機関・職場等で胸部レントゲン撮影を受けていない方

*成人の健診に関する日程、健診種別、時間等詳しくは「総合カレンダー」をご覧ください。

予防接種事業 3,195万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項2目

- ◇お子さんの定期予防接種……………678万円
お子さんの各種予防接種の日程は「原村総合カレンダー」をご覧ください。
- ◇小児季節性インフルエンザ予防接種費用補助……………231万円
1歳から12歳を対象に、小児季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。
- ◇**㊦**子宮頸がん予防ワクチン接種費用補助……………539万円
中学1年生から高校1年生を対象に、子宮頸がん予防ワクチン接種費用を補助します。
- ◇**㊦**ヒブワクチン接種費用補助……………567万円
2か月から5歳未満を対象に、ヒブワクチン接種費用を補助します。
- ◇**㊦**小児用肺炎球菌ワクチン接種費用補助……………797万円
2か月から5歳未満を対象に、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用を補助します。
- ◇肺炎球菌ワクチン接種費用補助 ……………30万円
75歳以上を対象に、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を補助します。
- ◇高齢者インフルエンザ予防接種……………353万円
予防接種法により、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。詳しくは、広報はらなどでお知らせします。

地域福祉センター管理費 1,330万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項4目

当村の保健・医療・福祉の拠点施設である地域福祉センターの維持・管理費用です。

主な経費

燃料代……………	140万円	(灯油ほか)
光熱水費……………	656万円	(電気料、水道料、下水道料)
修繕費 ……………	50万円	(修理、修繕)
施設等保守管理委託料……………	326万円	(消防設備ほか)
使用料及び賃借料 ……………	44万円	(事務機器ほか)

○原村地域福祉センターのご案内

- 1階……駐車場、電気設備・発電機室、貯水槽室、消防機械室
- 2階……保健福祉課(社会福祉係、健康づくり係)事務室
診療所、社会福祉協議会事務室、多目的ホール
- 3階……デイサービスセンター、研修室

○医療費特別給付金の申請は役場ですが、地域福祉センターでも受付けます。

○地域福祉センターの保健福祉課係及び担当事務は次のとおりです。

担 当 係	担 当 事 務
社 会 福 祉 係	児童福祉、母子・父子等福祉、民生児童委員会 障害者福祉、低所得者、災害・戦没者援護、 地域福祉センター管理、老人憩の家管理 保育所の入退所
健 康 づ くり 係	健診、保健指導、予防接種、高齢者福祉、介護保険、 診療所、保健センター管理

*医療費特別給付金の関係は医療給付係(役場1階)での対応になります。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

原村診療所の運営

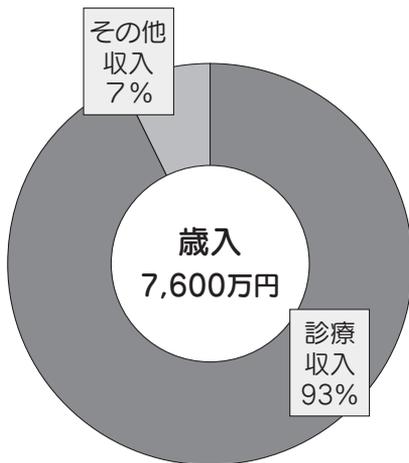
(担当：保健福祉課健康づくり係) 国保直営診療施設会計
原村診療所は幅広い年齢層の患者が増加し、住民の「かかりつけ医」として地域医療に力を入れています。

特に高血圧・高脂血症・糖尿病・呼吸器疾患などの生活習慣病の治療、指導、管理体制は充実し、診療報酬収入は安定しています。

今年度、歳出では医療システムコンピューターの導入と、小型超音波検査装置の購入を行います。

【歳入】総額：7,600万円

- ◇診療収入 ……………7,050万円 (93%)
外来診療・予防接種・健康診断・介護保険居宅介護サービス等の収入です。
- 外来診療報酬
患者自己負担分……………1,223万円
患者自己負担分を除いた診療報酬……………5,088万円
予防接種・健康診断・特定健診・介護保険訪問看護……………739万円
- ◇その他収入……………550万円 (7%)
診断書料・処置材料代等の雑入・繰越金等の収入です。

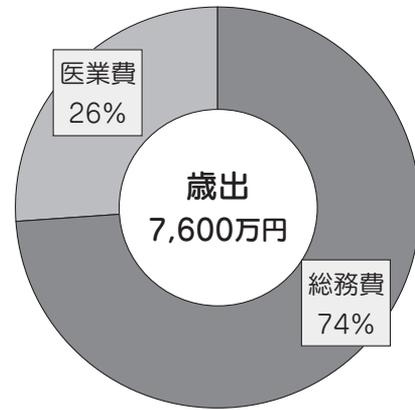


【歳出】総額：7,600万円

- ◇総務費 ……………5,589万円 (74%)
診療所の運営費(人件費・需用費など)です。
本年度は医療システムコンピューターを導入します。
- ◇医業費 ……………2,011万円 (26%)
医療業務の費用です。
医薬品……………390万円
医療機器のリース料……………443万円
医療機器の保守料・修繕費……………77万円
医療器械購入費……………125万円
消耗機材費……………583万円

迅速検査材料・注射器・注射針等の購入費や医療廃棄物処理委託料です。

検査費……………393万円
血液や尿検査、CT検査等の外部検査委託料です。



第2項

高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進

介護予防事業

572万円

(担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項5目

高齢者の介護予防と生きがいづくり並びに地域での社会参加を促進するとともに、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送れるように介護予防教室等を開催します。

- ◇二次予防事業対象者把握事業 ……………18万円
二次予防事業対象者(介護や支援が必要になるおそれのある人)を選定するために、生活機能評価(健診)をおこないます。
- ◇運動器の機能向上事業……………258万円
高齢者の運動機能の維持改善を図るため、筋力向上トレーニングや体操・ストレッチ等をおこないます。
- ◇口腔機能の向上・栄養改善事業 ……………31万円
高齢者の摂食、嚥下機能の低下を予防することや、低栄養状態の改善のため、口腔清掃の指導や栄養指導等をおこないます。
- ◇訪問型介護予防事業 ……………25万円
閉じこもり、うつ病、認知症等のおそれがあり通所が困難な高齢者に対して保健師が居宅訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し必要な相談支援をします。
- ◇介護予防普及啓発事業 ……………3万円
一次予防事業対象者(元気高齢者)を対象に介護予防普及・啓発のための広報、パンフレット等を作成し啓発を図ります。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

- ◇もみの湯循環線無料券配布事業……………237万円
もみの湯への原村循環線セロリン号の無料券を申請に基づき配布します。

包括的支援事業・任意事業 1,298万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項5目
地域で暮らす高齢の皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるため総合的な相談・支援をおこないます。

主な経費

- ◇**地域包括支援センター関連費**……………548万円
23年度から地域包括支援センターを富士見高原病院に委託します。場所は老健さくらの内です。
介護予防ケアプランの作成や相談業務などを委託します。
- ◇住宅改良アドバイザー派遣事業……………6万円
高齢者の住宅改良を支援するために、住宅改良アドバイザーを派遣します。
- ◇介護用品支給事業……………135万円
介護度4・5で住民税非課税世帯または65歳以上のみで構成する世帯の在宅高齢者を介護している家族に対し、年間75,000円を限度に介護用品チケットを支給します。
- ◇家族介護者交流事業委託料……………60万円
高齢者を介護している家族の心身の疲れを癒し元気回復を図るとともに、介護者相互の交流の機会をつくります。
- ◇徘徊高齢者家族支援サービス事業……………4万円
認知症などで徘徊する高齢者を抱えている家族に、徘徊探知機購入費を補助します。
- ◇成年後見制度利用支援事業……………20万円
判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉向上のため、成年後見制度の利用を支援します。
- ◇家族介護者教室……………20万円
寝たきり高齢者や要介護高齢者を抱える家族等、同じ悩みを持つ家族や経験者との懇談や介護者向けの介護教室をおこないます。
- ◇介護相談委員派遣事業……………37万円
介護保険利用者の相談を受けるため、介護サービス提供事業者へ相談員を派遣し、利用者の話を聞き相談に応じる一方、事業者のサービスの実態を把握し利用者や事業者の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために活動しています。
- ◇配食サービス事業委託料……………468万円
65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に、栄養バランスのとれた昼食を配食するとともに安否確認をします。

介護保険関連費 231万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項6目
保険者は諏訪広域連合ですが、住民のみなさまの利便性を考慮し、住民サービスの低下にならないよう介護認定調査や申請書類の受け付けなどをおこないます。

主な経費

- 介護認定調査関係……………231万円

諏訪広域連合介護保険関連負担金 8,508万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項6目
諏訪広域連合介護保険特別会計の事務費、保険給付費、地域支援事業費と、諏訪広域連合一般会計の高齢者福祉分を負担しています。

世帯主医療費特別給付金 910万円

- (担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項1目
原村に住所を有し、医療費及び療養費が高額療養費の支給基準を超えた世帯主に対して、申請により高額療養費の自己負担額を支給します。

老人医療費特別給付金 8,080万円

- (担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項2目
原村に住所を有している65歳以上の高齢者を対象に、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

高齢者等の生活支援事業 1,240万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項2目
- ◇ヘルパー派遣事業委託料……………141万円
ホームヘルパーによる生活援助、身体介護をおこないます。
- ◇ふれあい訪問事業委託料……………138万円
一人暮らし高齢者を対象に、ホームヘルパーによる安否確認をおこないます。
- ◇生きがい対応型デイサービス事業委託料……………60万円
介護認定で「自立」と認定された方で、デイサービスが必要と認められる方及び「要支援・要介護」の認定を受けた方でサービスが不足すると認められた方に対し、介護保険とは別にデイサービスを利用し、日常生活訓練や交流の場を提供します。
- ◇夜間一時預かり事業委託料……………5万円
介護者が病気等により介護できない状況になった時、2泊3日を限度として原村デイサービスセンターで一時的預かりをします。
- ◇緊急通報装置貸し出し事業……………88万円
虚弱な一人暮らし高齢者の方に緊急通報装置を貸与して、24時間監視システムにより緊急事態に対応します。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

- ◇福祉用具貸与事業 ……86万円
在宅の高齢者、障害者の方に車椅子、ベッドなどの福祉用具を無償で貸与し、日常生活の便宜を図ります。
- ◇住宅改良促進事業補助金 ……90万円
寝たきりや認知症の高齢者の住宅改良に要する費用の一部を助成します。
- ◇福祉輸送サービス事業補助金 ……593万円
公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び心身障害者のために、福祉輸送サービス事業を実施する事業者費用を補助します。
- ◇福祉電話基本料金補助事業 ……1万円
一人暮らし高齢者、重度障害者の方に福祉電話を貸与し、基本料金の2/3を補助します。
- ◇家族介護者ヘルパー受講支援事業 ……9万円
家族を介護している方、又は介護していた方でヘルパー2級、3級の資格を取得する方に3万円を限度に受講料を補助します。
- ◇宅幼老所等整備事業 ……20万円
宅幼老所の火災通報装置の設置防火機能強化に対して補助します。
- ◇寝たきり老人才ムツ助成事業 ……1万円
重度心身障害者福祉年金受給者で、年間6万円以上オムツを購入した家族に1万円を支給いたします。
- ◇老人短期保護事業 ……8万円
介護者が病気等により介護できない状況になった時、老人福祉施設等において一時的に保護をいたします。

その他老人対策事業 546万円

- (担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項2目
- ◇老人憩の家の管理 ……339万円
毎週、月曜日、水曜日、金曜日、土曜日に老人憩の家を開館し、入浴と休憩室が利用できます。
 - ◇シルバー人材センター負担金 ……207万円
公益社団法人に、勤労意欲のある高齢者の就業の機会を確保、提供していただきます。

老人クラブ育成事業 141万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項2目
- 高齢者が仲間づくりの輪を広げながら新しい知識を身につけ、環境美化運動など充実した生活を創造するとともに、生きがいと健康づくりに積極的に取り組んで頂くために、補助金を交付します。

敬老会事業 734万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項2目
- ◇式典 ……44万円
70歳以上のみなさんを招待して、式典・アトラクションをおこない、お楽しみいただきます。

- ◇敬老祝品 ……115万円
長寿を祝い、記念品を贈呈します。
- ◇敬老年金 ……575万円
満77歳以上のみなさんに、長寿を祝い敬老年金を支給します。

施設入所関係事業 1,420万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 3款1項2目
- ◇施設整備借入金利子補給 ……30万円
特別養護老人ホームなどの施設整備に係る借入金利子補給金です。
 - ◇老人施設入所措置費 ……1,388万円
養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で自宅において生活することが困難な方が入所しています。その入所に係る費用について負担します。
 - ◇入所判定委員会 ……2万円
養護老人ホームへの入所申請者について、入所判定委員会を開催して、措置の要否判定をおこないます。

<介護保険・高齢者について>

高齢者の皆さんの介護・福祉・医療などのさまざまな相談を受付けています。

また、介護保険の認定申請、各種手続きの窓口になっています。

お気軽にご相談ください。

高齢者に関すること

介護保険に関すること

介護予防に関すること

保健福祉課健康づくり係

(原村地域福祉センター内) ☎79-7703

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

第3項

障害者自立と社会参加の促進

障害者の自立支援（障害者自立支援法関係） 9,985万円

（担当：保健福祉課社会福祉係） 3款1項1目

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のある人が日常生活を送るために必要なサービスを利用できるよう、制度に関する情報提供をはじめ、障害区分の認定や総合的な自立支援システムにより一元的にサービスを提供します。

【総合的な自立支援システム】

1 自立支援給付

- | | |
|---|---|
| ①介護給付（介護の支援）
居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、施設入所支援、
生活介護など | ③自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療） |
| ②訓練等給付（訓練等の支援）
自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など | ④補装具
身体障害者（児）の自立更生に必要な義肢類、装具類
及び車いすの交付等 |

2 地域生活支援事業

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①相談支援（オアシス等） | ⑤コミュニケーション支援（手話通訳者等の派遣） |
| ②移動支援（外出送迎支援） | ⑥生活サポート（介護の支援） |
| ③日常生活用具の給付又は貸与 | ⑦地域活動支援センター（共同作業所） |
| ④日中一時支援（タイムケア） | |

経費の内容

- ◇自立支援給付・地域生活支援事業（扶助費）……………9,404万円
介護給付、訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援の一部で扶助費関係事業です。
（自立支援扶助、補装具、日常生活用具、日中一時支援、移動支援）
- ◇地域活動支援センター（共同作業訓練事業）……………508万円
就労することが困難な在宅の障害者等を対象に、原村老人憩の家2階を拠点に作業訓練や生活指導等を行います。
《対象者》
企業等へ就労することが困難な15歳以上の身体障害者（児）、知的障害者（児）等
- ◇コミュニケーション事業……………3万円
手話通訳士、手話通訳者、及び手話奉仕員又は要約筆記者を派遣します。
- ◇生活サポート事業……………70万円
日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を提供します。
《対象者》
在宅の障害者等で、かつ介護給付支給決定を受ける前の方で、生活に支障を来す恐れのある方をサポートします。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

平成18年10月から新しい制度へ移行になりました。平成23年度までの5年間は、新・旧併用のサービスとなります。

＜旧サービス＞

居宅サービス	施設サービス	
①ホームヘルプ（身・知・児・精）	①重症心身障害児施設（児）	⑤福祉工場（身・知・精）
②デイサービス（身・知・児・精）	②療護施設（身）	⑥通勤寮（知）
③ショートステイ（身・知・児・精）	③更生施設（身・知）	⑦福祉ホーム（身・知・精）
④グループホーム（知・精）	④授産施設（身・知・精）	⑧生活訓練施設（精）

＜新サービス＞

（介護給付）

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を、また創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援（夜間ケア等）	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

（訓練等給付）

自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （雇用手型・非雇用手型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（地域生活支援事業）原村の事業

相談支援	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者を対象に専門的な相談支援を行います。（オアシス等）
コミュニケーション支援	手話通訳士、手話通訳者及び手話奉仕員又は要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等	日常生活上の便宜を図るため障害者等に用具の給付又は貸与します。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。（共同作業所）
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。（タイムケア）
生活サポート	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行いません。

配食サービス事業

57万円

（担当：保健福祉課社会福祉係） 3款1項1目
調理が困難な障害者に昼食を配達し、あわせて利用者の安否確認を行います。

《対象者》

◇身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

障害児学童クラブ事業

58万円

（担当：保健福祉課社会福祉係） 3款1項1目
昼間、保護者が就労等により家庭にいない諏訪養護学校に通う児童及び生徒に放課後の生活や遊びの場を与えて、健全な育成を図ります。（茅野市及び富士見町と共同実施）

障害者住宅改良促進事業補助金 70万円

（担当：保健福祉課社会福祉係） 3款1項1目
身体障害者及び介護者の負担軽減を図るために、障害程度に応じて浴槽、便所、台所等の改善に要する費用の一部を助成します。

《対象者》

◇65歳未満で身体障害者手帳1級～6級をお持ちの人で、前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する人

生きがいデイサービス事業（障害者）

248万円

（担当：保健福祉課社会福祉係） 3款1項1目
社会福祉施設等への障害者のデイサービス事業（単独事業で介護保険事業に準ずる）

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

《対象者》

◇障害者でデイサービスを必用としている人

原村障害者福祉計画の推進 6万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
原村地域福祉計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の策定・推進・検証をします。

《計画の概要》

- ◇計画期間：第3期障害者福祉計画(平成24～26年度)の計画の策定
- ◇基本理念：“障害の有無に分け隔てなく共に理解し支え合う自立と社会参加のむら 原村”
- ◇広報：インターネット紹介

障害者等通所通園事業補助金 24万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
社会福祉施設等への通所通園に要する交通費の一部を助成します。

《対象者》

- ◇県内外の心身障害児通園施設に通園する児童及び付添人
- ◇本村及び隣接市町の障害者等共同作業所及び村長が認めた社会福祉施設に通所している人
- ◇心身障害児(者)施設に入所している人及び介護者

重度心身障害者等タクシー利用助成 26万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、月5回を上限に料金の一部を助成します。

《対象者》

- ◇身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの人
- ◇知的障害者 療育手帳A1又はA2をお持ちの人
- ◇精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの人

障害者医療費特別給付金 1,887万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項1目
原村に住所を有し、次に該当する人に対して、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

《対象者》

- ◇身体障害者手帳3級以上に該当する人
- ◇療育手帳B1以上に該当する人
- ◇精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する人
- ◇特定疾患治療研究事業実施要綱第5の規定の対象となる人

◇ウィルス肝炎医療費給付実施要綱第3の規定の対象となる人

◇自立支援医療(更生医療)支給認定実施要綱第2の規定の対象となる人

◇自立支援医療(育成医療)支給決定実施要綱第2の規定の対象となる人

諏訪地域障害者自立支援センター運営費負担金 146万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
このセンター(オアシス)は、諏訪地域6市町村内の障害者の相談に応じたり、自立のための各種講座の開講、自立支援事業を行っていますが、センター運営のための原村分の負担金です。3障害の相談はもとより就労支援について広域対応します。

各専門コーディネーターはじめ支援ワーカー、アドバイザーによる支援をします。

重度心身障害者福祉年金 144万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
家庭で重度の心身障害者を介護している人に福祉年金(介護慰労金)を支給します。

原村補装具特別給付金 18万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
医療費特別給付金と同様な制度で、国の基準額に基づく補装具費用の10%、又は障害者自立支援法施行令第17条第1項に規定する負担上限月額について、支給申請すれば後日給付します。

障害者余暇活動、一日父親(母親)事業補助 25万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
障害者の希望の旅事業と母子父子家庭のレクリエーション事業を実施している社会福祉協議会への事業費補助。

第4項

健やかな子育て環境づくりの推進

妊婦・乳幼児健診事業 930万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項3目
- ◇母子健康手帳交付 ……………2万円
妊娠の届出をした方に、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠、出産に関する情報提供等を行います。
 - ◇妊婦・乳児一般健康診査……………742万円
 - 妊婦一般健康診査
1人につき一般健康診査14回の無料受診票を発行します。長野県内の産婦人科で健診を受けることができます。また、助産所で健診を受けた場合、及び

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

里帰り出産のため県外医療機関で健診を受けた場合は健診料を補助します。

- 乳児一般健康診査
1人につき1回無料受診票を発行します。1ヶ月から11ヶ月の間に県内の小児科で健診を受けることができます。
- ◇乳幼児健診事業……………156万円
乳児健診(4・7・10か月児)・1歳半健診・3歳児健診・先天性股関節脱臼検診・2歳児歯科検診
2歳半歯科検診をおこなっています。
発育状況の確認、病気等の早期発見及び生活指導のため、医師の診察や保健師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じています。
- ◇不妊治療助成事業……………30万円
不妊治療を行っている方に対し医療費の一部を助成します。

母子支援事業 71万円

- (担当：保健福祉課健康づくり係) 4款1項3目
- ◇母親学級……………21万円
妊娠・分娩・新生児に関する基本的な知識を学び、安心して出産できる準備教育をおこないます。
 - ◇母乳学級……………7万円
生後1歳未満のお子さんを母乳で育児をされている方を対象に、助産師による授乳方法等母乳育児に関する相談を行います。
 - ◇赤ちゃん訪問(新生児訪問事業)……………7万円
保健師とこども・家庭相談員が新生児宅を訪問し、発育や発達・育児等に関する相談に応じます。
 - ◇育児相談……………12万円
就学前のお子さんとその保護者を対象に、毎月第2火曜日に子育てに関する相談や栄養相談を行います。
 - ◇離乳食教室・むし歯予防教室・3歳児のびのび教室……………22万円
 - 離乳食教室
離乳中期・後期のお子さんとその保護者を対象に、調理実習や離乳食に関する相談をおこないます。
 - むし歯予防教室
2歳児歯科検診受診後のお子さん及び未就園のお子さんとその保護者を対象に、歯科衛生士による歯科相談、染め出し、口腔内写真撮影をおこないます。
 - 3歳児のびのび教室
3歳児健診受診後のお子さんとその保護者を対象に、子育ての悩みや疑問を話し合います。
 - ◇心理相談事業……………5万円
お子さんとその保護者を対象に、子育てに関する相談をおこないます。
- ※お子さんの健康等に関する日程、対象者、時間等詳しくは「原村総合カレンダー」をご覧ください。

児童のことばの相談 43万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
未就学児童でことばの発達に不安や心配をお持ちのお子さんを対象に、ことばの相談を予約制で実施します。
主な経費
相談員賃金……………43万円

要保護児童対策 4万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携のもとに要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を推進します。
主な経費
要保護児童対策の推進……………4万円

原村児童手当 16万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
原村に1年以上住所を有している義務教育就学中までのお子さんを4人以上養育している方に、申請により手当を支給します。
支給額
年額20,000円(前期10,000円 後期10,000円)

子ども医療費特別給付金 1,830万円

(担当：保健福祉課医療費給付係) 3款2項1目
原村に住所を有している満15歳に達する日以降最初の3月31日までのお子さんを対象に、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

子育てフォローアップ事業 270万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
母等の育児不安や子育て、虐待等相談件数の増加に伴い幼児から18歳まで長く関われる子育て支援を推進します。家庭訪問はじめ、保育所、小学校、中学校との連携をはかり対応します。
主な経費
相談員嘱託費……………230万円

ひとり親家庭等医療費特別給付金 197万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 3款2項4目
原村に住所を有し、次に該当する人に対して、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。
《対象者》
◇配偶者のない女子で18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している人
◇上記の女子に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

- ◇配偶者のない男子で18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している人
- ◇上記の男子に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童
- ◇父母のない18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童
- ◇50歳以上65歳未満の人で、子がなく一人暮らしの寡婦

ひとり親家庭児童激励金 82万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項4目
母子家庭、父子家庭の18歳以下のお子さんを激励するために、一人年額1万円を支給します。

次世代育成支援行動計画の推進 6万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
次世代育成支援行動計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の策定、推進・検証をします。

《計画の概要》

◇計画期間

平成17～21年度までが前期計画。平成22～26年度が後期計画。

◇基本理念

“みんなで輪を持ち子育て・子育て支援の村 原村”

原村誕生会 14万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項1目
原村に住所を有する生後5か月～10か月のお子さんを対象に、誕生会を開催します。

主な経費

記念品 ……………11万円
記念写真 ……………3万円

子ども手当 1億7,221万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款2項2目
中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円を父母等に支給する制度です。所得制限はありません。次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援しようという観点からです。

保育所の運営 9,565万円

(担当：保健福祉課保育所) 3款2項3目
◇一般保育……………6,166万円
原村保育所では、「日本一元気な村の笑顔がはじける保育園」をキャッチフレーズに、家庭や地域社会と連携を図り、子ども一人ひとりの姿によりそった保育を通して、心身共に健康で豊かな感性をもつ子どもに成長することを目標に、保育をします。



▲未満児棟で絵本を読んでもらっている子ども達

今年度も、「瞳を輝かせて遊べる子」を願い豊かな自然の中で、自然体験を多く経験することで自然を愛し、生きる喜びを感じられる子どもに成長する事を願うと共に食べる意欲を育てるための食育活動や生活リズムの見直しをし、意欲的に遊び、家族や仲間と楽しく食事のできる子どもを目指して、家庭や地域社会と連携しながら皆さんと一緒に考え取り組みます。



▲朝、子ども達の視診をする看護師

保育所の給食は、旬の食材やいろいろな種類の食品を使い、手作りでおいしく安全な給食を心がけています。23年度も毎月1冊の月刊本の読み聞かせを行います。さらに保育事業として、この月刊本を各家庭で購読してもらい、絵本を仲立ちとした親子の時間を深くそして強く育み、想像力と言葉の育成にもつなげたいと思います。23年度から、発達段階に応じた運動保育も取り入れて、子どもたちに心と体の成長の支援をしていきたいと考えています。

主な経費

保育材料費……………152万円
嘱託職員・臨時職員賃金など……………2,693万円
賄材料費……………1,766万円
通園補助……………130万円
施設保守管理費……………137万円

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

◇子育て支援事業……………3,399万円

子育て家庭の保育ニーズに対応するために、病児保育、早朝保育、延長保育、障害児保育、一時保育を実施するとともに、ふれあい保育を通じて地域のみなさんとの交流を促進しています。尚、病児保育について病児保育希望の方は、原村病児保育利用登録票兼同意書、与薬希望の方は、与薬依頼票の提出が必要になります。看護師が病気・怪我の初期手当て、他子ども達の健康管理等も致します。

また、未就学児童とその保護者の交流や情報交換の場として開設している子育てサロンへの支援を行っています。23年度も保護者の子育て力を高めるために、未就園児の保護者を対象に子育て塾を年6回行います。

主な経費

臨時職員賃金……………2,697万円
 病児保育看護師賃金……………519万円
 講師謝礼……………7万円
 ふれあい保育事業……………167万円

児童・生徒への補助金 157万円

(担当：教育課総務・学校教育係) 9款1項2目
 補助金の内容などは下記のとおりです。

- ◇管外大会参加事業補助金……………7万円
 中学校体育連盟主催の大会の内、北信越大会以上に参加する生徒に要する費用の助成をします。
- ◇中諏優良芸術鑑賞講座事業補助金……………24万円
 小・中学校で実施する中諏優良芸術鑑賞講座に鑑賞費用の助成をします。
- ◇遠距離通学費補助金……………126万円
 小学生は自宅から学校までが片道4.0km以上、
 中学生は自宅から学校までが片道5.5km以上の児童生徒の保護者に対し通学費補助を行います。

心の教室相談員事業 112万円

(担当：教育課総務・学校教育係) 9款1項2目
 不登校や悩みをもつ中学生に対して毎月相談員(カウンセラー)が相談を受け、カウンセリングをします。

第5項

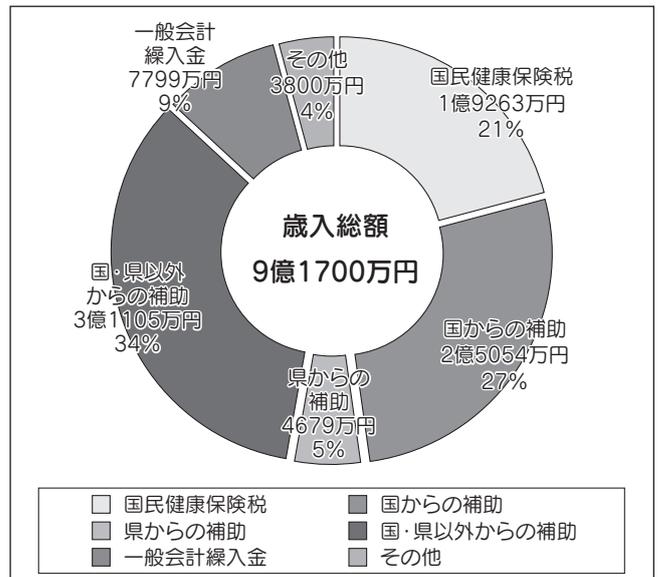
生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進

国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 6,799万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項1目
 原村国民健康保険の安定的な運営と健康づくり事業等を推進するために、村が負担すべき額を特別会計に支出します。

国民健康保険事業会計

(担当：保健福祉課医療給付係) 国民健康保険事業会計
 国民健康保険は、原村が運営し病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが納めた保険税や、国からの補助金等により必要な医療費を負担していこうという制度です。私たちの健康を守る「こくほ」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。
 「こくほ」は特別会計という独立した会計制度で運用されています。今年度の歳入歳出予算の総額は、前年度に対し、6,500万円(7.6%)増の9億1,700万円となりました。



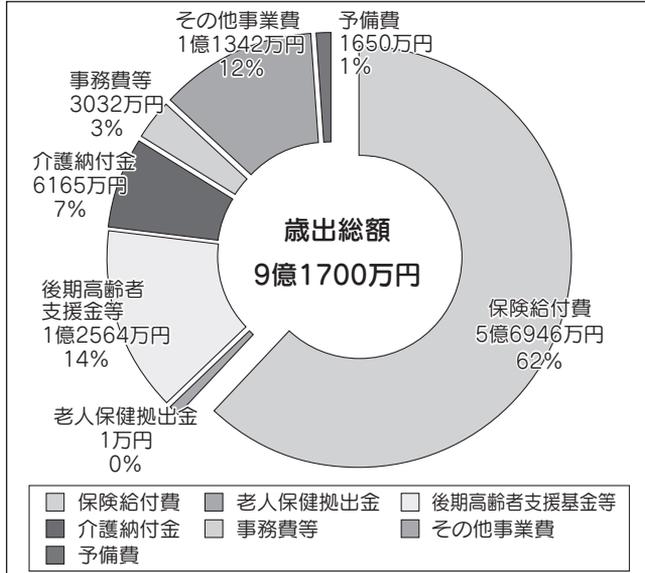
○医療に対する給付事業 7億5,674万円

- (担当：保健福祉課医療給付係) 国民健康保険事業会計
- ◇療養の給付・療養費の支給……………5億0,195万円
 病気やけがで診療を受けるとき、保険証を医療機関に提示することにより、医療費の7割(70歳以上の方は原則9割、義務教育就学前の子どもは8割)を「こくほ」が負担します。
 - ◇高額療養費……………5,970万円
 医療費の自己負担額が一定額を超えた場合は、その超えた額を「こくほ」が支給します。
 - ◇出産育児一時金……………630万円
 「こくほ」加入者が出産したときは、出産育児一時金として42万円を支給しています。原則として「こくほ」から直接病院等に支払う仕組みになりました。出産費用が42万円未満の場合は、その差額分を加入者に支給します。
 - ◇葬祭費……………150万円
 「こくほ」加入者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費5万円を支給しています。
 - ◇後期高齢者支援金……………1億2,564万円
 平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度で、

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

給付費の一部を「こくほ」から拠出します。

- ◇介護納付金……………6,165万円
介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)分の納付金を支出しています。



○医療に対する給付以外の事業 1億6,026万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 国民健康保険事業会計

- ◇医療費通知など……………12万円
病院などで受診したとき医療費の額を、世帯主に対して年6回通知します。
- ◇保健事業(特定健康診査等事業費)……………1,168万円
生活習慣病の発症、重症化や合併症への進行予防を目的とした特定健診・特定保健指導を実施しています。
△特定健診
40～74歳の国保加入者が対象。従来の基本健診項目が見直され、腹囲測定等を加えたメタボリックシンドロームに着目した予防のための健診を行います。
△特定保健指導
健診の結果、保健指導レベルを生活習慣病リスクに応じて階層化し、①情報提供、②動機づけ支援、③積極的支援に区分して行います。
- ◇保健事業(保健事業費)……………644万円
国保加入者の健康増進や保健予防を目的に春・秋ウォーキング大会や各種運動教室等を開催します。
- ◇その他国民健康保険運営事業経費など……………1億4,202万円
国民健康保健事業を円滑に運営させるための事務費、共同事業拠出金、医療費の電算処理委託、国保運営協議会の運営経費、予備費などの事務費を計上しています。

後期高齢者医療特別会計繰出金 1,907万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項7目

後期高齢者医療保険の安定的な運営を推進するために、村が負担すべき額を特別会計に支出します。

後期高齢者医療会計

(担当：保健福祉課医療給付係) 後期高齢者医療会計

「後期高齢者医療制度」創設により、制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。村は、被保険者証や資格証明に関する事、医療給付に関する事等の申請・届出の受付事務を行っています。また保険料の徴収事務を行い、広域連合に対して保険料を納付しています。

予算総額は6,400万円を計上しました。この財源として主なものは保険料・一般会計繰入金です。

- ◇歳入総額……………6,400万円
歳入内訳
後期高齢者医療保険料等……………4,493万円
一般会計繰入金……………1,907万円
- ◇歳出総額……………6,400万円
歳出内訳
後期高齢者医療広域連合納付金……………6,001万円
事務費等……………399万円

国民年金事務 45万円

(担当：保健福祉課医療給付係) 3款1項3目

国民年金事務は、国民年金の加入や異動届、免除申請の受付、年金裁定請求書の提出など国民年金に関係する事務を村が窓口となって行っています。

国民年金は、20歳以上の全国民が加入する制度として基礎的な年金給付(基礎年金)を行います。基礎年金の給付に必要な費用は、国民年金加入者全体で公平に負担する考え方を基本にしています。

基礎年金の給付は、国民年金(第1号被保険者)の保険料、厚生年金保険・共済組合(第2号被保険者)の拠出金と国庫負担金で賄われています。

主な経費

- 情報センター委託料……………38万円
- その他国民年金に関する経費……………7万円

※この事務を行う費用(職員給与分を含む)として、国から約251万円が交付されます。

国民年金からのお知らせ

平成23年度の国民年金保険料は、月額15,020円です。

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

《20歳になったら国民年金に加入します。》

国民年金は、高齢になったときや事故・病気で障害が残ったときなども、安定した生活が送れるよう、みんなで保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

《保険料の納付に困ったらご相談ください。》

事情があって保険料を納められない。そんなとき公的年金には保険料の納付が後払いや免除となる制度があります。

《「特例・免除」と「未納」ではここが違います。》

保険料を未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。特例制度や免除制度などを利用してれば、若い方にもっとも関係ある障害基礎年金も保障されます。

◇学生納付特例制度

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難な時は、国民年金担当窓口申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査し、承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

◇保険料免除制度

所得が少なく、保険料の納付が困難なとき国民年金担当窓口申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付(4分の3免除)」・「半額納付(半額免除)」・「4分の3納付(4分の1免除)」があります。

◇若年者納付猶予制度

30歳未満の人に限り利用できる制度です。

就職が困難あるいは失業などにより収入が少なく、保険料の納付が困難なときは国民年金担当窓口申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

◎ ご注意ください。

特例期間や免除期間分の年金は減ります。特例や免除により保険料を納めていなかった期間分の老後の年金は減額になります。

特例や免除期間分の保険料は10年以内であれば後から納めることができます。後から納めれば、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、特例や免除の承認を受けた翌々年度を越えて納める場合は、当時の保険料に加算がつきます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

岡谷年金事務所 電話：23-3661

保健福祉課医療給付係 電話：79-7926

第6項

安心して暮らせる村づくり

生活相談

62万円

(担当：住民財務課住民係) 2款1項9目

無料法律相談(奇数月の第二金曜日)、人権相談、行政相談、消費生活巡回相談所を開催します。

悪徳商法、振り込め詐欺などによる被害防止に向けた啓発活動を行います。

主な経費

法律相談弁護士謝礼……………21万円

消費者啓発用ワイヤレスアンプ……………25万円

消費者啓発用回覧板……………12万円

ストップ! 消費者被害

心得5か条

1 はっきり断る

あいづちを打つと、相手のペースにのせられます。身分と用件を聞き、必要がなければ、最初の電話や訪問のときにはっきり断りましょう。

2 うまい話はまず疑う

うまい話はそうそう転がってはいません。うっかり話に乗って大失敗してしまわないように気をつけましょう。

3 気軽に財産の内容を教えない

ふところ具合を尋ねる業者は要注意です。また預金通帳や印鑑をうかつに業者へ渡してはいけません。

4 署名、押印はうかつにしない

契約するときは、契約書をよく読み内容を確認しましょう。契約書類は大切に保管しましょう。

5 迷ったら一人で悩まず、まず相談

契約する前に家族や友人と相談しましょう。困ったことがあったら、できるだけ早く消費生活センター「おかや」(電話:23-8260)または住民財務課住民係(電話:79-7927)へ相談しましょう。

民生児童委員(原村福祉委員)活動費

431万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目

民生児童委員(原村福祉委員)が、生活にお困りの人をはじめ、児童、高齢者、障害者、母子・父子家庭の人などの相談に応じるための活動費等を交付しています。

任期は3年でH25年11月末までです。

主な経費

原村福祉委員報酬(22人)……………230万円

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

民生児童委員研修	46万円
民生委員推薦会委員報酬(13人)	5万円
民生児童委員交付金	141万円

原村地域福祉計画の推進 17万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
原村地域福祉計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の策定・推進・検証をします。

《計画の概要》

- ◇計画期間：全体計画10年のうち、前年度までの検証及び後期5ヶ年計画の策定
- ◇基本理念：“ありがとう”“お互いさま”地域で支え合う福祉の村づくり
- ◇広報：インターネット紹介

原村戦没者追悼式の開催 21万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
戦争によって亡くなられた戦没者に追悼の意を表し、恒久平和への誓いを新たにするため、戦没者追悼式を開催します。

地域福祉活動推進事業補助金 426万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款1項1目
社会福祉法人原村社会福祉協議会が地域福祉活動を推進するための費用を補助します。(各地区の住民災害時支え合いマップの更新、避難訓練の実施)

結婚活動推進事業 80万円

(担当：村づくり戦略推進室村づくり係) 2款1項11目
平成22年7月より村内の独身者を結婚へと導くための支援組織「原村結婚活動推進協議会」を発足し、サポートする側の人材育成を図り、平成23年度は登録者の増加を啓発するとともに、独身者自らが結婚に積極的に取り組めるようなセミナーを実施しながら、結婚相談や出会いの場づくりなどの事業に取り組みます。

主な経費

講演会・結婚セミナー委託	58万円
会議費ほか	22万円

「HARA TRENDY CLUB」登録者募集！

HARA TRENDY CLUB (ハラ・トレンディークラブ) は、原村に在住・在勤する「20歳以上の独身者」。また独身者をサポートする「マリッジサポーター」を募集します。入会費、年会費は無料。

HARA TRENDY CLUBは、原村結婚活動推進協議会と連携し、独身者とサポーターが一緒にさまざまなイベントやパーティーを企画するクラブです。まずはお気軽にご相談ください。※秘密は固く守ります。

●原村マリッジサポートセンター(村づくり戦略推進室 村づくり係)